

令和7年度インバウンド観光客向けバスツアー商品造成・販売業務委託仕様書

1 目的

本県は、欧米豪からのインバウンド需要が高い広島県に隣接しているにもかかわらず、広島県を訪れた外国人観光客の取込は十分にできていない。

このため、広島県を発着する外国人観光客向け日帰りバスツアーを造成・販売することにより、本県東部を来訪・周遊する手段を整備し、外国人観光客の誘致実現を図る。

2 業務名称

令和7年度インバウンド観光客向けバスツアー商品造成・販売業務

3 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

4 予算限度額

4,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

5 仕様

（1）インバウンド観光客向け企画バスツアーへの本県周遊商品の造成・販売

①コース

下記要件を満たした商品を1コース造成し、販売すること。

来年度以降の商品の自走を見据えたコースにすること。

＜発着地＞

広島駅

＜周遊先＞

山口県東部地域（周南市以东）

※錦帯橋周辺をコースに加えること。

＜周遊（運行）時間＞

日帰り（半日以上）とする。

＜ターゲット＞

欧米豪のインバウンド観光客

②商品販売

- ・令和7年10月15日までに商品販売を開始すること。
- ・造成した商品は令和8年3月催行分まで販売を継続すること

③目標設定

- ・契約期間中に見込まれる目標人数を設定し、その根拠を提案すること。
- ・県内有料施設、飲食店等の利用による地域消費額を示すこと。

④その他

- ・販売、催行について具体的に提案すること。(実施頻度、受付方法、行程、車種等)
- ・県内での食事の機会を1回以上設けること。(飲食店指定か自由昼食かは問わない。)
- ・バス利用者に対して、本ツアーに関するアンケート調査を実施すること。
- ・多言語対応等、快適な利用ができる環境を整備すること。(英語対応は必須とする。)
- ・運行状況について、定期的(月1回以上)に報告すること。
- ・来年度以降の商品の自走実現に向けた見通しを示すこと。
- ・旅行業法等、関係法令を遵守すること。

(2) (1) に係る旅行商品の広報宣伝及び販売促進

- ・効果的な広報宣伝及び販売方法を提案すること。

6 業務実施計画書の提出

- ・受託者は、契約締結後、速やかに本委託業務の実施計画(実施体制、事業内容、スケジュール等)を作成し、委託者に提出する。また、計画を変更しようとする場合には、速やかに委託者の承認を受ける。
- ・受託者は、本業務を指揮する業務実施責任者を配置する。同責任者はやむをえない場合を除き、業務が完了するまでの間に変更しない。

7 実績報告

委託業務を完了した際は、委託業務完了報告書及び事業実績報告書を提出の上、委託者の検査を受検し、契約期間内に合格し、業務を完了すること。

8 委託料の支払い

委託者は正当な委託料の請求があったときは、支払い請求書を受理した日から30日以内に当該委託料を受託者に支払うものとする。

9 再委託の可否

- ・原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を再委託する場合について、委託者の承諾を得た場合は、この限りではない。その場合、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、委託者の承諾を得なければならない。
- ・再委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。

10 留意事項

- ・事業者は、本業務を実施するにあたり、委託者と十分な調整を行うこと。
- ・本業務を円滑に遂行するため、委託者は受託者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。

- ・本業務の運行形態や広報効果を勘案し、受託者と委託者との話し合いをもって、その内容を変更することができる。
- ・業務実施にあたっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ・この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて委託者と受託者が協議の上、定めるものとする
- ・上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。